

議事日程第6号

平成26年12月19日(金)

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程(議案第70号から第74号まで及び議案第76号から第89号まで
並びに請願第3号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 は議事日程に同じ

第3 議会案上程(議会案第8号から第16号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 人口減少対策に関する件

常任委員会付託

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 木元 義博

主 席 主 査 湊 智 志
 主 席 主 査 杉 本 一 也
 主 席 主 査 夏 井 大 助

地方自治法第121条による出席者

市 長 渡 部 幸 男
 教 育 長 杉 本 俊 比 古
 総務企画部長 山 本 春 司
 産業建設部長 原 田 良 作
 企 業 局 長 安 藤 恒 昭
 総 務 課 長 藤 原 誠
 税 務 課 長 鈴 木 金 誠
 健康子育て課長 伊 藤 文 興
 福祉事務所長 夏 井 正 士
 観光商工課長 飯 澤 主 貴
 病院事務局長 杉 山 武
 学校教育課長 鈴 木 雅 彦
 監査事務局長 畠 山 喜 代 和
 選管事務局長 (総務課長兼任)

副 市 長 伊 藤 正 孝
 監 査 委 員 湊 忠 雄
 市民福祉部長 船 木 道 晴
 教 育 次 長 目 黒 重 光
 企画政策課長 菅 原 信 一
 財 政 課 長 佐 藤 盛 己
 生活環境課長 渡 部 源 夫
 介護サービス課長 水戸瀬 重 孝
 農林水産課長 中 田 和 彦
 建 設 課 長 三 浦 秋 広
 会 計 管 理 者 天 野 綾 子
 生涯学習課長 加 藤 秋 男
 企業局管理課長 松 橋 光 成
 農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午後 2時01分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通君） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

議案第75号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例については、教育厚生委員長から、会議規則第103条の規定により、なお審査を要するため、閉会中の継続審査にいたしたい旨、申出があります。本件については、教育厚生委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については、教育厚生委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第2 議案第70号から第74号まで及び議案第76号から第89号まで並びに請願第3号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第2、議案第70号から第74号まで及び議案第76号から第89号まで並びに請願第3号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案第70号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、55歳を超える職員の昇給を抑制するとともに、期末勤勉手当の支給割合を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、勤務成績の評価について現状ではどのように行われてい

るのかとの質疑があり、当局から、勤務成績の評価について課長職以上等である特定職員は5段階、一般職員は3段階の昇給区分としているものであり、これまで全職員について標準の区分の勤務成績が良好として運用しているものである。この運用に当てはめた55歳を超える課長職以上等である特定の職員と一般職員の場合、これまで2号給の昇給としていたが、秋田県人事委員会の勧告に準じて、この度、条例改正により来年1月1日からは昇給しないこととするものである。

なお、勤務成績の評価について、国では人事評価制度が実施されており、地方公務員においても来年度から施行し、平成28年度からは本格実施されることとなっていることから、今後この制度実施に当たっての検討を進めていくものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番佐藤誠君

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第71号から第74号まで及び第77号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第71号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国民健康保険法及び健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額の見直し及び条文整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、実際に出産に要する費用について質疑があり、当局から、平成24年度の秋田県の平均出産費用として43万9千574円という金額が出ているとの答弁があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第72号男鹿市青少年問題協議会条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市青少年問題協議会を男鹿市要保護児童対策地域協議会に統合する

ことから、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、男鹿市要保護児童対策地域協議会は年1回の開催において、非行やDVなどの問題について協議しているとのことだが、個別の事案が発生した場合に迅速に対応できるのかとの質疑があり、当局から、個別事案が発生した場合は、福祉事務所の担当者及び必要に応じて保健師等でその都度対応しており、総合的な対策について協議会で検討しているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号男鹿市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、この条例制定に伴い、当該事業の内容に変更はあるのか、また、市における新たな財源の負担が出てくるのかとの質疑があり、当局から、事業の基準や料金について変更はなく、市の負担も現在の公費負担割合と同様であるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号男鹿市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、地域包括支援センターにおける人員配置基準について質疑があり、当局から、介護保険法施行規則第140条の66に定める第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき職員数として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれ1名配置する基準となっており、これに基づいて配置しているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、平成27年4月1日に野石小学校を美里小学校へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案第76号及び請願第3号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第76号男鹿市土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、土地を先行取得することにより、事業を円滑に進めることを目的に設置した男鹿市土地開発基金について所期の目的を達したことから、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、基金廃止に伴い一般会計に引き渡される土地の活用について質疑があり、当局から、船越内子団地内の土地であるため、一般宅地として販売する方向で市有財産を管理する財政課と協議していきたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、基金台帳には約1千292万円という価格で記載されているが、一般会計に引き渡した後、この価格で売却できる見通しはあるのかとの質疑があり、当局から、基金台帳に記載されている価格は、平成12年に土地開発基金でこの土地を購入した時の価格である。現在の地価から土地価格を求めた場合、購入当時の半額以下となっている。基金廃止に伴い、一般会計に基金所有の土地を引き渡すことになるが、その価格については男鹿市土地開発基金管理規定第11条により、土地の取得価格とすると規定されているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第3号農協改革に関する請願書についてであります。

本請願は、政府は農協改革の推進を決定しましたが、事業目的の見直しに当たっては、協同組合の基本的性格を維持すること、准組合員の利用制限は行わないこと。また、協同組合としての事業、組織を制約する転換は強制しないこと。さらに、新たな中央会の機能を十分発揮できるよう、農協法上に位置づけすることを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第78号から第89号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったものであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、男鹿駅周辺整備基本計画と道の駅構想の考え方及び計画提案時期並びに秋田県市町村未来づくり協働交付金活用事業の位置づけについて。

第2点として、間伐材有効活用事業費補助金の事業内容について。

第3点として、ブラウブリッツ秋田等球技団体に対する支援の考え方について。

第4点として、公共施設再生可能エネルギー等導入事業の事業内容及び実施計画の業務内容について。

第5点として、財産管理費にかかわる公有財産用地購入の内容について。

第6点として、五里合公民館、保育園等移転改修工事にかかわる住民要望について。

第7点として、市民意識調査の調査目的及び実施方法並びに活用のあり方について。

第 8 点として、室内用香水ツバキの開発目的について。

第 9 点として、栽培漁業定着強化事業費補助金の事業内容と海藻養殖への取り組みについて。

第 10 点として、家庭系ごみ処理手数料有料化の方向性について。

第 11 点として、がんばる地域交付金の充当事業について。

第 12 点として、50 パーセント減農薬米を使用した子育て応援米と学校給食米を同単価とした考え方について。

第 13 点として、観光誘客宣言と環境整備についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第 78 号から第 89 号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第 70 号から第 74 号まで及び議案第 76 号から第 89 号まで並びに請願第 3 号を一括して採決いたします。

本 20 件に対する委員長の報告は、可決及び承認並びに採択であります。本 20 件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号から第 74 号まで及び議案第 76 号から第 89 号まで並びに請願第 3 号は、原案のとおり可決及び承

認並びに採択されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第8号から第16号までが提出されました。この際、本9件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本9件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第8号から第16号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議会案第8号から第16号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

議会案第 9号 介護従事者の処遇改善を求める意見書

議会案第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

議会案第11号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書

議会案第12号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書

議会案第13号 農協改革に関する意見書

議会案第14号 米の需給安定対策に関する意見書

議会案第15号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書

議会案第16号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。本9件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本9件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第8号から第16号までを一括して採決します。本9件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第8号から第16号までは、原案のとおり可決されました。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤体制を含む労働環境の改善

は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員などを大幅に増やすこと。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 下村博文様
総務大臣 高市早苗様
秋田県知事 佐竹敬久様

介護従事者の処遇改善を求める意見書

2014年6月に成立した「地域医療・介護の総合確保促進法」は、介護分野について「持続可能な介護制度」の名の下に、「給付抑制」と「負担増」を一層すすめるもので、利用者・家族の介護保険サービス利用を抑制するだけでなく、介護従事者の処遇や雇用にも深刻な影響を及ぼすことになりかねません。

介護労働者の賃金は、全産業労働者の平均と比べて月額9万円も低く、働き続けることが困難な実態にあります。多くの介護事業者からもこのままでは十分な賃金を支払えない」「必要な職員を確保できない」などの声が強く出されています。

2025年には現在よりも約100万人多い237万人～249万人の介護従事者が必要とされており、介護従事者の処遇改善と人材確保は喫緊の課題となっています。第186国会で「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。しかし、法律には具体的な処遇改善の額などは明記されていません。政府内では技能実習生制度を介護分野に拡大することが検討されていますが、人材確保の根本的な問題である介護従事者の抜本的な処遇改善が、安易な外国人労働者の「活用」によって棚上げされかねません。

利用者・家族が質の高い介護を受けられるようにするためにも、介護従事者が生き生きと働き続けられる労働環境を確立することが必要となります。介護従事者を確保するためにも抜本的な処遇改善が求められます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 介護職員の賃金水準を、専門職にふさわしい水準になるように大幅に引き上げ、抜本的な改善を図ること。そのために処遇改善に係る費用については全額国庫負担とすること。
2. 処遇改善の対象を介護職場で働くすべての従事者に拡大すること

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎に係るウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何

ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様

専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活している。また、秋田県を初めとする高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めているが、年金積

立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であるといわざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働省やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになる。よって、国においては、こうした現状をかんがみ、下記事項について実現するよう強く要請するものである。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされていた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため行わないこと。
3. 年金積立金管理運用独立行政法人において、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書

物価が上がり、消費税が増税されて、秋田県民の生活は苦しくなっています。年金受給者の多数は年金だけで生活できないでいます。とりわけ、一人暮らしの高齢者の生活は厳しさをましています。

年金が高齢住民に直接給付されるかけがえのない収入で、特に高齢県である秋田県にとって年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にして地域経済に大きな影響を及ぼし、国の経済にも大きな影響を与えることが懸念されます。

特に、生活費にも満たない年金受給者も、一律に年金削減を行うことは国民の生存権を奪うもので、到底容認されるものではありません。

年金引き下げをやめることと、「最低保障年金制度」の創設は高齢者にとって切実な願いです。

高齢者の生活と地域経済を守るためにも、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出します。

1. 年金削減を取りやめ、この先30年間年金を下げ続ける仕組み（マクロ経済スライド）を廃止すること。
2. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」の創設すること。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様

農協改革に関する意見書

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しました。

これまで、当市のJAは、農産物生産振興の重要な拠点となるなど、当市農業振興に重要な役割を果たすほか、地域の重要な経済機関として地域内に広く金融サービスを提供するほか、高齢者への福祉を提供するなど、当市の産業振興、福祉行政の重要な役割を担っております。

JAは、政府の改革提案を受け、これまでの事業・運営を見直すとした改革方向を決定しており、今後は国が傾注する「地域創生」への貢献も期待されます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは、組合員が出資・運営し自らが必要とする事業を利用することを目的とする協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。
4. 自立したJAの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談、監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置付けること。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
外務大臣 岸田文雄様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
農林水産大臣 西川公也様
経済産業大臣 宮沢洋一様
経済再生担当大臣 甘利明様

米の需給安定対策に関する意見書

米の需給等をめぐる情勢は、平成25年産古米の持ち越しが20万トン程度となり、平成26年産米も作況指数が全国101となったほか、過剰作付分が15万トンとなるなど、平成27年6月末民間在庫は234万トンと予想され、過去10年間で最大水準の需給緩和状況となることが懸念されます。

こうした中、本年度から新農政がスタートしたものの、米直接支払交付金が半減されたほか、米価変動補填交付金の廃止に加え、米穀機構の財源もなくなるなど、改革初年度から出来秋以降のコメの販売環境が極めて深刻な状況にあります。

このような深刻な状況を放置し、米価の下落が現実のものとなった場合には、稲作農家の経営、ひいては地域経済に甚大な影響が危惧されます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 米の需給と経営安定に向け平成26年産米の過剰米及び米価下落への緊急対策を講ずること。

2. 政府備蓄米の柔軟な買入・売渡の仕組み等の措置、飼料用米の取り組みを本格化させるための環境整備の拡充や飼料用米制度の弾力的な運用等、将来にわたる出口対策や米による生産調整に安定的に取り組める仕組みを構築すること。
3. 生産調整に取り組む全ての稲作農家が、将来にわたって安定的な稲作経営を展望でき、経営の安定化により創意工夫を生かした経営を展開できるよう、米価変動に対応しうる十分なセイフティーネット等経営安定対策を構築すること。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 西川公也様

労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書

若者を使いつぶす“ブラック企業”や過労死が社会問題となり、少子化による人口減少・労働力不足が深刻化しています。雇用の安定を取り戻し、ディーセントワークを実現することが緊急課題です。

ところが、政府の労働者派遣法「改正」法案は、「臨時的・一時的な業務に限る」という大原則をなくし、人を入れ替えれば、いつまでも労働者派遣を使い続けることができる、生涯派遣・正社員ゼロ法案となっています。

「残業代ゼロ」制度導入など、労働時間法制の大改悪が検討されています。違法なサービス残業が合法化され、健康被害や過労死のさらなる増加が強く懸念されます。くわえて、解雇規制の緩和も検討されており、低賃金の使い捨て労働が一層広がりかねません。“成長”の名のもとに、働く人々の幸せや人権を踏み台にして、大企業の利益に全面奉仕する逆立ちした政策はもう辞めるべきです。いま必要なことは、「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりではなく、労働時間の上限規制の実現や賃金水準の底上げで、人間らしい労働と生活を保障し、安心して子どもを産み育てられる

社会を取り戻すことです。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 生涯派遣・正社員ゼロとなりがねない「労働者派遣制度」の制度改悪を行わず、派遣労働の原則である「臨時的・一時的な業務に限る」ことに厳しく限定すること。
2. サービス残業を合法化し、過労・過労死を助長しかねない「残業代ゼロ」の制度は導入しないこと。
3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わないこと。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本県の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保や地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、高齢化に伴う林業労働力の減少などにより、森林の維持管理が十分に行われなため、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、国では「森林・林業基本計画」を見直し、平成32年の木

材自給率を50%以上に引き上げる目標を掲げ、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築していくこととしている。

本県では、平成21年度以降、国の補助金により造成した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、公共施設等への木材利用の促進など、林業経営の高度化や森林資源の利活用に向け、地域の様々な取組を支援してきたところである。

また、将来の本県林業を担う技術者を養成するため、平成27年4月からは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を開講することとしている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎えることから、こうした取組をさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の利活用を促進し、林業・木材産業の成長産業化を図ることが重要である。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 森林の整備から木材の利用促進に至る地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」を継続、またはこれに代わる恒久的な支援制度を創設すること。
2. 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、森林整備を推進するための安定的な財源を確保すること。

平成26年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
農 林 水 産 大 臣 西 川 公 也 様
環 境 大 臣 望 月 義 夫 様

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。人口減少対策に関する件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 人口減少対策に関する件

○議長（三浦利通君） 日程第4、人口減少対策に関する件を議題といたします。

お諮りいたします。人口減少対策に関する件を特定事件として、所管に係る事項について各常任委員会にそれぞれ付託の上、調査・検討が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、人口減少対策に関する件については、所管に係る事項について各常任委員会にそれぞれ付託の上、調査・検討が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでした。

午後 2時24分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 船 木 金 光

議 員 船 橋 金 弘